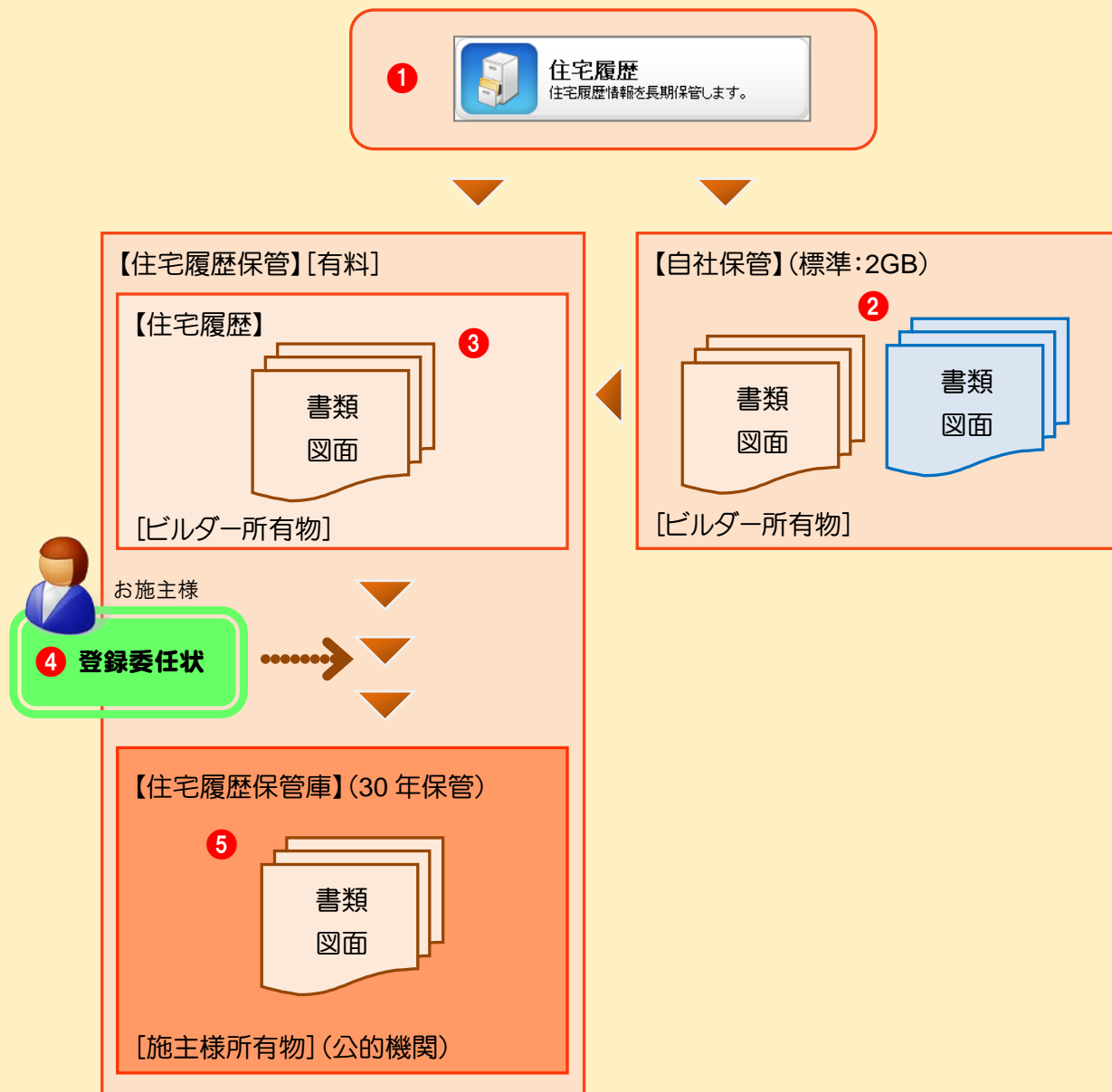


「あずかるて」の ご利用について

住宅履歴情報のご登録まで	P.1
「住宅履歴情報の蓄積依頼書 兼 委任状」.....	P.2

住宅履歴情報のご登録まで

「住宅履歴保管庫」(30年保管)をご利用になる場合、お施主様の「委任状」が必要です。



- 1 [住宅履歴]
物件・図書管理を行います。
- 2 [自社保管]
日頃のファイル管理(自社内管理)を行う領域です。
- 3 [住宅履歴]
「住宅情報履歴」に関する図書を自社管理します。
「住宅履歴保管庫」へアップするためのファイル管理領域です。
- 4 [登録委任状] **【2P参照】**
「住宅履歴保管庫」(30年保管)をご利用になる場合、お施主様の「委任状」が必要となります。

情報代行登録の委任のご承諾がない場合、住宅履歴保管庫へ登録する機能は動作しません。
- 5 [住宅履歴保管庫] (30年保管)
「住宅履歴情報整備検討委員会」で定められた図書を公的サーバーで30年間保管することができます。

